

帝都典禮ビルエレベーター事故調査報告書を踏まえた告示改正について

1. 事故概要

平成21年2月、帝都典禮ビル（東京都新宿区）に設置の手動式の戸を有するエレベーターにおいて、男性が1階乗り場床から約4 m下の昇降路のピットに転落する事故発生。

2. 事故原因

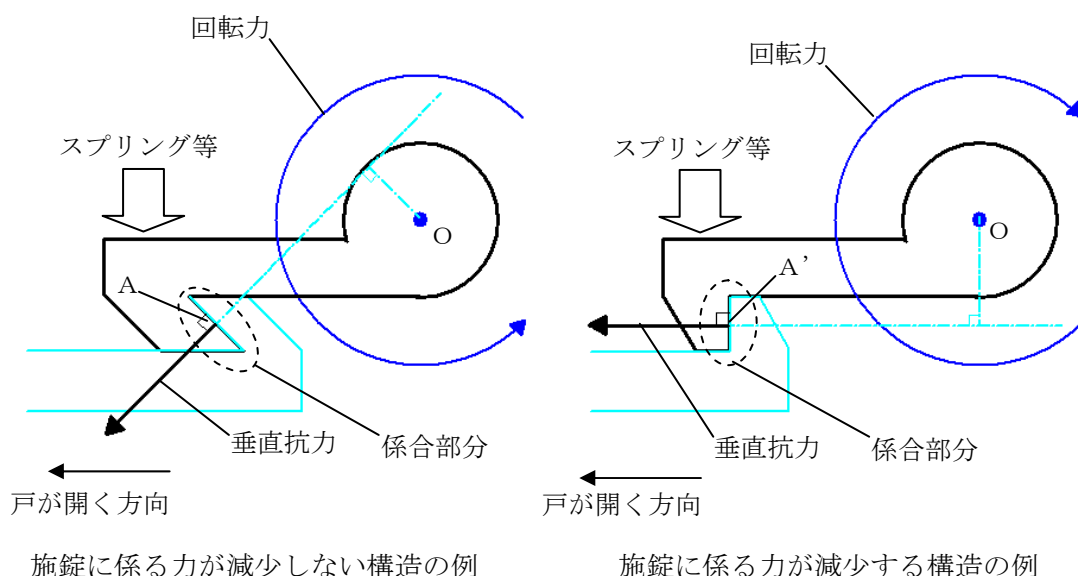
設計上、施錠装置が、手で扉を開けようとした際に生じたフックの接触面の垂直抗力によって固定側フックが解錠する方向の回転モーメントが働く構造であったことが事故原因の一つと推定。

3. 報告書意見

本事故の原因に鑑みると、そもそも設計において施錠装置が外れる原因を取り除くことが必要不可欠であることから、国土交通省は、適切な保守点検の徹底の指導に加え、新たに設置するエレベーターの手動扉の施錠装置については、施錠装置が外れる方向に回転力が生じない構造となるよう措置すること。

4. 改正の概要（新旧対照表を参照）

上記報告書意見を踏まえ、手動で開閉する昇降路の出入口の戸については、平成20年国土交通省告示第1447号（昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件）第三号において、「施錠装置は、かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないものであること。」と所要の措置を追加して規定。



一 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件の一部を改正する件（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の七第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。 三 施錠装置は、かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないものであること。 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。 六 施錠装置の係合部分は、七ミリメートル以上であること。 	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の七第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第二百二十九条の七第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。 二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。 三 施錠装置は、かごが戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ昇降路外から解錠することができないものであること。 四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。 五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。 六 施錠装置の係合部分は、七ミリメートル以上であること。